

不当判決粉碎！

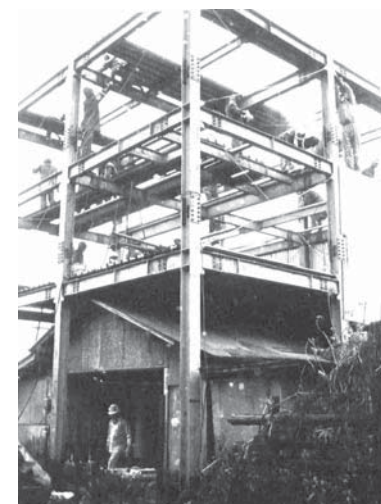
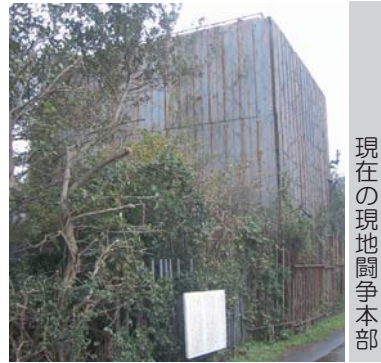
仲戸川裁判長(民事第5部)は 弁論を再開せよ！

天神峰
現闘本部
裁判

【解説】

■これは、成田空港の欠陥のひとつである「へ」の字に曲がった誘導路をめぐる裁判。建設予定地の建物を撤去しようとして、2004年3月に空港会社が所有者の反対同盟を相手に起こした。■最大争点は地上権。これを立証するために、反対同盟は①登記された木造建物の存在を確認する実地検証、②旧地主の念書や地代支払いの事実を明らかにする公正な証人調べを請求した。■ところが仲戸川裁判長は、実地検証を拒否、重要証人の尋問にも協議をゆるす不当な指揮を乱発し結審期日(昨年11・12)を指定した。■その結審のなんと3週間前になって、空港会社が「訴状訂正」を申し立てた。反対同盟はただちに弁論続行を請求したが、裁判長は防御の機会を与えることなく終結を宣言した。

現在の現地闘争本部



鉄骨建物は二重構造になっていて、中には登記された木造建物がある。これは地上権を証明するための決定的証拠。裁判長は実地検証をせず、証人調べを制限して、空港会社による証拠破壊の策謀を手助けしている(1988年建設中の写真)



市東さんの畑と現闘本部、一坪用地を避けて造った誘導路は「へ」の字にまがっている

私たちの裁判で強権的な訴訟指揮を乱発してきた仲戸川裁判長は、暴走の果てに結審を強行し、判決日(2月25日)を一方的に指定しました(解説参照)。私たちはこの不当を断じて認めず、弁論再開を求めています。

結審まぎわの訴状変更！ 防御の機会与えず終結宣言

弁論再開を求める理由は、防御の機会を奪ったままの不当な結審だからです。

原告・成田空港会社は、こともあろうに結審期日のわずか3週間前に、突如「訴状訂正」を申し立てました(10月29日)。その内容は、水利用権に係わる明け渡し対象物と土地の拡張変更！ 不利な審理をすり抜けようという空港会社の魂胆は明らかです。

ところが仲戸川裁判長は、審理続行を求める私たちの請求を拒否して、一度も防御の機会を与えることなく終結を宣言したのです。

建物破壊＝証拠隠滅は許さない！

22回に及ぶ弁論で、空港会社による建物撤去の請求の違法性は明らかです。

しかし仲戸川裁判長は、地上権を確定づける実地検証を却下し、「訴状訂正申立」に対する私たちの防御権をも奪っています。

これら不当な訴訟指揮の上に、最高裁の確定判決を待たずに建物撤去を許可する「仮執行宣言」付きの不当判決を下すとすれば、ことはさらに重大です。仮執行は証拠物(木造建物)そのものの破壊を意味するからです。これは裁判所による証拠隠滅、控訴審における防御権のはく奪にほかなりません。

仲戸川裁判長による、建物破壊・証拠隠滅は許さない！ 不当判決は絶対に許さない！

(2月10日)

裁判所による証拠隠滅は許さない！